

ウ 免除要件を満たした場合でも、返還免除の申請をする前に返還をした奨学金は返金しない。

エ 市内に居住、就業後、3年を経過する日までに、無職期間の発生又は市外に転居した場合は、原則として免除対象外とする。

## 6 提出書類等

提出書類	奨学生願書（第1号様式）	各1部
	奨学生推薦調書（第2号様式）	
	親権者又は後見人について、市長の発行する次の証明書 （1）納税証明書 （2）資産証明書 （3）所得証明書（総所得が掲載されているもの）	
	連帯保証人（親権者又は後見人以外の者1名）について、市長の発行する次の証明書 （1）資産証明書 （2）所得証明書（総所得が掲載されているもの）	
提出先	阿久根市教育委員会教育総務課 （押印もれ等ないように確認すること。）	

### （注 意）

奨学生願書（第1号様式）及び奨学生推薦調書（第2号様式）は、阿久根市ホームページからダウンロードすることができます。奨学生願書については、本人及び親権者又は後見人が記入し、必ず在学する学校長の検印を受けてください。また、奨学生推薦調書は、在学する学校に作成を依頼され、開封無効の方法で提出してください。

なお、各証明書は、阿久根市役所税務課で発行しています。

## 7 募集期間

令和3年1月15日（金）～令和3年2月26日（金）

## 8 選考の方法

阿久根市教育委員会で、3月に面接を行い、選考する。面接には、本人及び親権者又は後見人が必ず出席すること。

## 9 書類の提出先及び問合せ先

〒899-1696

阿久根市鶴見町200番地

阿久根市教育委員会 教育総務課

電話（代表）0996-73-1211 内線1311

（直通）0996-73-1257